

(参考)

閉鎖性海域に係る窒素・燐の排水基準について

1 閉鎖性海域に係る窒素・燐の排水規制の必要性

閉鎖性海域においては、栄養塩である窒素及び燐の流入により、植物プランクトンの増殖が活発化し、水質が悪化するといふいわゆる富栄養化が進行し、赤潮の発生による漁業被害が生じるほか、レクリエーション及び景観等にも影響が生じています。

このため、平成5年に水質汚濁防止法施行令が改正され、富栄養化のおそれのある閉鎖性の海域（窒素及び燐が流入した場合に植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれのある海域）及びこれに流入する河川等の公共用水域を対象に、富栄養化の要因物質である窒素・燐について排水基準が適用されることになりました。

2 規制対象となる工場・事業場

次のいずれにも該当する工場又は事業場に対して閉鎖性海域に係る窒素・燐の排水基準が適用されます。

①水質汚濁防止法に基づく特定事業場

②一日当たりの平均的な排水の量が50m³以上の特定事業場

③閉鎖性海域（別添の88海域）又はこれに流入する河川等の公共用水域に排水を排出する特定事業場

3 排水基準値

(1) 一般排水基準

窒素含有量 120 mg/L (日間平均 60 mg/L)

燐含有量 16 mg/L (日間平均 8 mg/L)

(2) 暫定排水基準

一般排水基準への対応が困難と認められる業種については、一定の期間適用される暫定的な排水基準が業種ごとに定められています。